

# 令和8年度 飯塚市 2号・3号認定（保育認定）児童の保育料

この保育料は保育所又は認定こども園の保育所部分を利用される場合の料金表です。

階層区分		3号認定			2号認定	
		3歳未満			3歳以上	
		保育標準時間	保育短時間	第2子以降	保育標準時間	保育短時間
1	生活保護世帯	0	0	0	0	0
2・0	ひとり親等の世帯	0	0	0	0	0
2・1	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0
3・0	ひとり親等の世帯	7,200	7,200	0	0	0
3・1	市民税所得割額 ～48,600円未満	15,600	15,440	0	0	0
4・0	ひとり親等の世帯	7,200	7,200	0	0	0
4・1	～57,700円未満	24,000	23,680	0	0	0
4・2	ひとり親等の世帯	7,200	7,200	0	0	0
4・3	～77,101円未満	24,000	23,680	0	0	0
4・4	～97,000円未満	25,500	25,160	0	0	0
5・1	～133,000円未満	35,600	35,120	0	0	0
5・2	～169,000円未満	37,820	37,310	0	0	0
6・1	～235,000円未満	48,800	48,080	0	0	0
6・2	～301,000円未満	51,850	51,080	0	0	0
7	301,000円以上	57,500	56,630	0	0	0

※利用する施設が公立・私立にかかわらず同一の保育料で、最高額は前年度の額と同じです。

※入所する児童が3歳未満で第2子以降の場合は無料となります。

※「保育標準時間」とは最長11時間以内（例：通常の開所時間内）の利用で、「保育短時間」とは最長8時間以内（午前8時30分から午後4時30分まで）の利用となります。

※2号の副食費は、実費徴収となり、各園に納入していただくこととなります（公立は市に納入ください。）。ただし、第1階層から第4・2階層までの世帯の子と第3子以降の子は免除されます。3号の副食費は、保育料に含まれます。

※8月分までの保育料は前年度の市民税額、9月以降の保育料は当年度の市民税額により決定されることになり、年度途中で保育料が変わる場合があります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市民税額に基づく保育料					当年度の市民税額に基づく保育料						